

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 24 年 7 月 20 日 (金) 第 8 4 1 4 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 土砂災害警戒区域の指定 (523) (治山砂防課) 2
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (524) (西部総合事務所県民局) 2
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集 (14) (教育総務課) 3

告 示

鳥取県告示第523号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年 7 月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
琴浦町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
向谷川（Ⅱ－2－22－24－13）
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
琴浦町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
八橋14地区（Ⅱ－3646）
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第524号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成24年7月29日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年 7 月20日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日
平成24年 5 月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人しんらい
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

進 清次

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市淀江町佐陀227-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、経済活動の活性化を促す為に、職業能力の開発に努め、仕事量を拡大し収入の増加を図ると共に、障害者の自立及び社会参加に寄与することを目的とする。

又環境の保全（特に里山）に参画し、高齢者の助言・援助を受け、障害者と一丸になった社会環境の整備に努めることも目的とする。

6 定款の変更事項

(1) 総会における定足数及び決議の方法

(2) 活動計算書の採用

(3) 定款の変更の認証の対象事項

(4) 入会金及び会費

(5) 除名に係る弁明の機会の付与

(6) 理事の選任及び解任の方法

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第14号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成24年7月20日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

1 日時 平成24年7月24日（火）午前10時～

2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室

3 議題

(1) 平成23年度教育行政の点検及び評価について

(2) その他